

京都市健康増進センター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第116号

京都市健康増進センター条例施行規則を廃止する規則

京都市健康増進センター条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)